

成年後見制度

「**認知症**」や「**知的・精神障がい**」などの影響から、物事を判断する能力が不十分となっても安心して暮らしていけるように支援するための法的制度です。

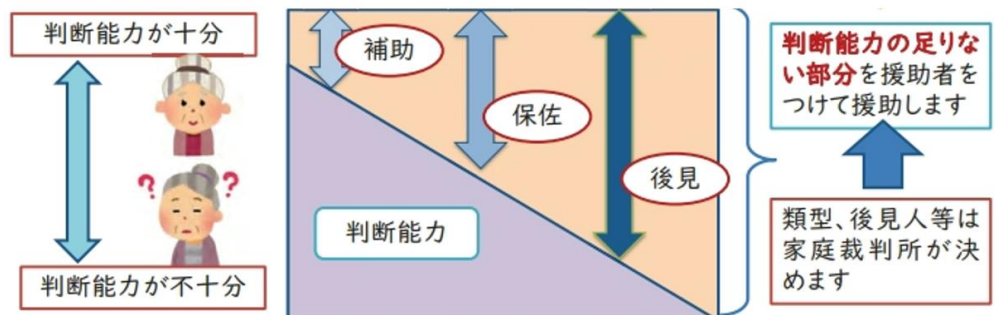
裁判所から成年後見人等を選任してもらう、【法定後見制度】と利用を希望する方が、判断能力があるうちに、将来に備えて自分で選んだ援助者(代理人)と契約する【任意後見制度】の2本立ての制度となっています。



成年後見人「等」とは？

… 後見制度を利用する方の判断能力の程度に応じて制度上、「成年後見人」・「保佐人」・「補助人」の3つの類型に分けられます。

(類型) 補助
保佐
後見



どんな支援をしてくれるの？



成年後見人等が

やれること

財産管理	・預貯金や現金の入出金管理 ・不動産や車などの資産管理・処分 ・税金の申告・納税 ・年金などの申請や受取 ・遺産分割
身上保護 ※1	・病院での手続きや支払い ・医療や福祉サービスに関しての手続き ・住居の手続きや契約・支払い ・生活状況の定期的な確認

※1 被後見人に代わって、生活面や療養介護の支援のための契約行為等を行うこと

やれないこと

・日用品の買い物の同意や取り消し ・医療行為への同意 ・保証人や身元引受人になること ・婚姻や養子の届出、遺言書作成の代理 ・直接的な食事や入浴の介助 ・被後見人の死後事務※2
--

※2 実行する場合は、裁判所への申立と許可が必要

など



… 一般的に「金銭管理」や「契約等の代理行為」などが主な支援になります。これらの支援を行っている成年後見人等は、職務内容を書面で定期的に家庭裁判所に報告します。

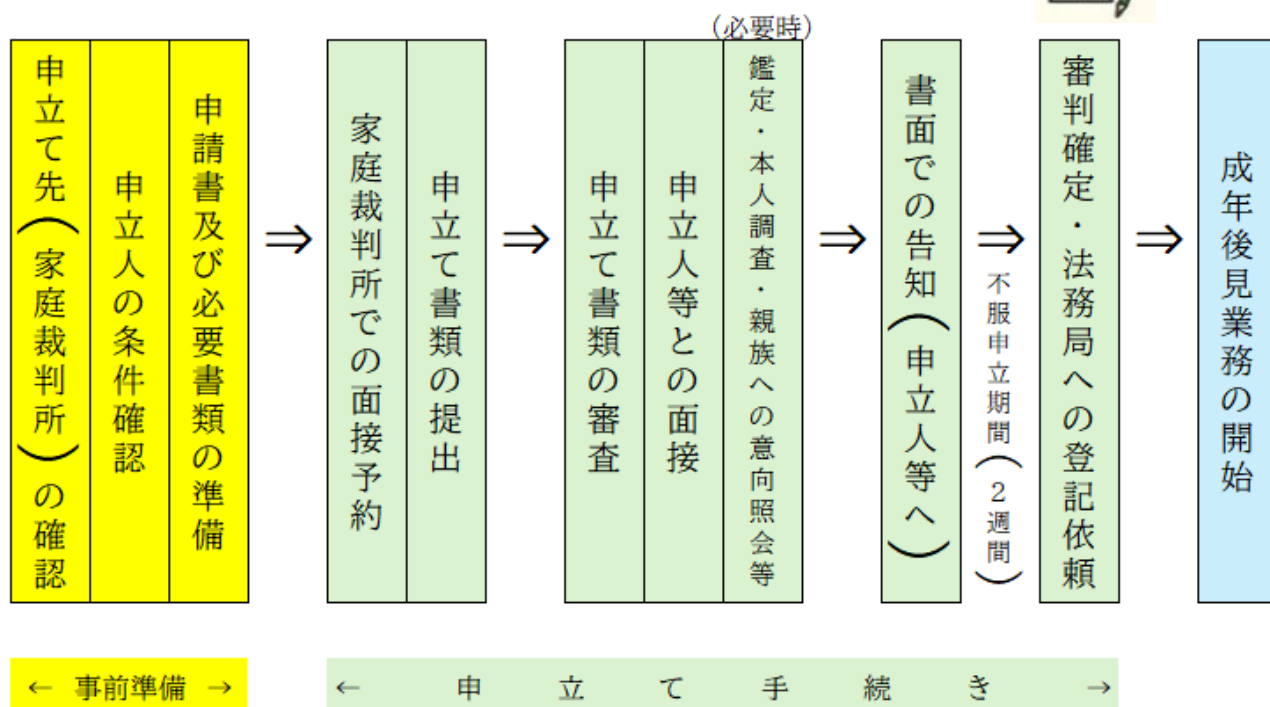
任意後見契約は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から効力が生じます。

お金はかかるの？

- … 制度利用には裁判所への申立てが必要になります。
必要書類(戸籍謄本等)の取得や切手・印紙・診断書などが必要なことから、一定の費用がかかります。任意後見制度を利用の方は、他に公証役場での書類作成費用も発生します。また、選任された成年後見人等へは、支援に対する報酬も年1回発生します。親族等が選任された場合は報酬が発生しない場合もありますが、いずれも裁判所の審判になります。
- … 由利本荘市では一定の要件を満たした方に対し、申請等にかかった費用の助成を実施しています。(法定後見のみ)
(助成項目)
 - 1 本人又は親族(4親等以内)申立てに要する費用
 - 2 成年後見人等報酬 ～ 在宅者 (月額)28,000円程度
施設入所者(月額)18,000円程度
- (対象者の要件)
 - 1 生活保護法に定める被保護者
 - 2 費用・報酬に関する助成を受けなければ、成年後見人等の制度利用が困難な状況にある者
- … 申立人では本人の他に配偶者及び4親等内の親族も行えますが、申立人がおらず制度利用を必要としている方には、市長申立てによる申請を行う場合もあります。

まずはお気軽にご相談ください。

制度利用に向けた流れ・・・



- … 戸籍等の書類準備に時間を要し、申立から実際に後見人等がついて業務を開始するまでのおおよそ3ヶ月程度の期間を要します。